

市営住宅 入居申込のご案内

世帯区分	世帯の月収
一般世帯	158,000円以下
裁量世帯	214,000円以下

※世帯の月収：年間の総収入から、所得控除・扶養控除などをしたうえで、月収換算して算定したものです。

○この案内書をご覧のうえ、申し込みください。

石 岡 市

都市建設部建築住宅指導課

<市営住宅に関する問い合わせ>

石岡市都市建設部建築住宅指導課

TEL 0299-23-1111内線 7348・7350

石岡市ホームページ内でも情報をご覧になれます。

<http://www.city.ishioka.lg.jp/>

1 入居申込者の資格

入居申込者（申込名義人及び同居予定親族）は、公営住宅法及び石岡市営住宅管理条例により、次に掲げる要件をすべて備えている方に限ります。

- (1) 石岡市内に住んでいること。又は、市内に勤務場所があること。
- (2) 同居又は同居しようとする親族があること。（同居が不自然な場合は、申込みは認められません。）親族には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方及び婚約者も含まれます。婚約者の申込受付は、入籍予定日からさかのぼって2か月以内です。

※単身入居の場合

次のいずれかの要件に該当する場合には申込みをすることができます。ただし、単身入居可能な住宅に限られます。

- ① 満60歳以上の方
- ② 身体障害者手帳の交付を受けた方（障害の程度：1級～4級）
- ③ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方（障害の程度：1級～3級）
- ④ ③の精神障害の程度に相当する知的障害の方
- ⑤ 戦傷病者手帳の交付を受けた方（障害の程度：特別項症～第6項症，第1款症）
- ⑥ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の規定による厚生労働大臣の認定を受けた方
- ⑦ 生活保護を受けている方
- ⑧ 中国残留邦人で支援給付を受けている方（市内に住所又は勤務場所がなくても申込み可能です。）
- ⑨ 海外からの引揚者で引き揚げ後5年を経過していない方
- ⑩ ハンセン病療養所入所者等の方
- ⑪ DV被害者で次のいずれかに該当する方
 - ・配偶者暴力相談支援センター又は婦人保護施設において保護を受けた後5年以内の被害者
 - ・配偶者に対し裁判所から接近禁止命令又は退去命令が出された後5年以内の被害者
- ⑫ 犯罪被害者及び生活困窮者

★単身入居可能な住宅は以下のとおりです。

○池の台住戸改善（B） ○北の谷住宅 ○小川道住宅 ○古城住宅 ○自由ヶ丘第2住宅

(3) 申込者は、独立の生計を営む者で、かつ、現に同居し、又は同居しようとする親族がその者と生計を一にしている者であること。

- (4) 申込者名義の持ち家がないこと。
- (5) 県税及び市税を滞納していないこと。
- (6) 公営住宅の家賃を滞納していない者であること。
- (7) その者又は現に同居し、若しくは同居しようとする親族が暴力団の構成員でないこと。
- (8) 所得基準にあてはまること。

◇一般世帯（裁量世帯以外）

	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯
年間 総所得	1,896,000円 以下	2,276,000円 以下	2,656,000円 以下	3,036,000円 以下	3,416,000円 以下	3,796,000円 以下

◇裁量世帯（障害者世帯，高齢者世帯，小学校就学前の子がいる世帯等）

	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯
年間 総所得	2,568,000円 以下	2,948,000円 以下	3,328,000円 以下	3,708,000円 以下	4,088,000円 以下	4,468,000円 以下

2 入居に必要な書類

(1) 市営住宅入居申込書

(2) 世帯全員の住民票・・・(住民票謄本)

- ・入居予定者の世帯全員の記載のあるもの

(3) 市・県民課税(非課税)証明書・・・最新の証明書

- ・所得のある方(同居予定者も含む)・・・課税証明書(所得金額・控除等が記載されたもの)
- ・所得のない方・・・非課税証明書

(4) 完納証明書・・・最新の証明書 ※市・県民税, 国民健康保険税(加入者)等

(5) 健康保険証の写し・・・入居予定者全員分

(6) その他必要に応じて提出していただく書類

①源泉徴収票又は確定申告書の写し

- ・源泉徴収票は勤務先の代表者印・社印のあるもの
- ・確定申告書は受付印のあるもの

※年の中で就職(転職)した方は, 3か月以上の実績のある給与(収入)証明書

②婚約証明書・・・2か月以内に入籍予定の現在婚約状態の場合

③戸籍謄本・・・○母子, 父子世帯の場合 ○配偶者が外国人の場合 ○単身での入居の場合

④児童扶養手当証書の写し・・・受給者の方

⑤在職証明書・・・石岡市以外の居住者で, 石岡市内に勤務場所を有する方

⑥身体障害者手帳の写し, 療育手帳の写し・・・それぞれの手帳をお持ちの方

(7) 請書

請書に付属する必要書類として, 入居予定者の印鑑登録証明書, 連帯保証人の印鑑登録証明書, 連帯保証人の所得が確認できる書類(所得証明書等)

★入居時に必要な書類の取得窓口

◇住民票, 課税(非課税)証明書, 納税証明書, 戸籍謄本・・・石岡市役所市民課

八郷総合支所市民窓口課

※石岡市へ転入した時期により他市町村での交付になる場合があります。問合せください。

※戸籍謄本は本籍地で取得してください。

3 選考方法

入居申込は, 随時受け付けます。希望する住宅に登録することにより, 住宅の貸出準備が整い次第登録順に, 入居することが出来ます。

4 入居の手続き

以下の手続きを15日以内に済ませていただきます。

(1) 入居予定者は, 必ず連帯保証人の連署する「請書」を提出していただきます。(印鑑は実印で, 印鑑登録証明書の提出が必要です。) 請書を提出する際は, 入居予定者と連帯保証人は, 一緒に来庁していただきます。

(2) 連帯保証人は, 独立の生計を営み, 確実な保証能力を有し, 次のいずれかの条件を備えていることが必要です。

①入居者の親族であること。 ※市外に住所がある方でも結構です。

②市内に居住しているか勤務している方

(3) 敷金を納付していただきます。(敷金の額: 家賃の3か月分)

※収入が著しく低いなどの特別の事情がある場合には, 家賃の減免制度がありますのでお問い合わせください。

入居後の注意点

1. 家賃以外の支出

家賃のほか次のような経費がかかります。ただし、その費用は入居する団地・住宅によって異なります。

- ① 自治会費・団地会費等
- ② 外灯、階段灯等の電気代
- ③ 浄化槽管理料（月額2,500円）※池の台団地のみ
- ④ 駐車場使用料（月額2,000円）※池の台・正上内台・自由ヶ丘・新池台

なお、2台目以降については入居者各自で駐車場を確保していただくこととなります。
路上駐車や無断駐車は厳禁です。

2. 自己負担による設備について

池の台住戸改善（A・B）・小川道住宅・自由ヶ丘第2住宅・北の谷住宅・古城住宅は『浴槽・風呂釜』が用意されていないため、自己負担によって備えていただきます。退去時は撤去していただきます。

3. 家賃の算出方法

入居世帯の収入によって算出することになります。

石岡市では毎年7月に収入申告会を実施しています。源泉徴収票等の提出により収入申告を受け、それに基づき翌年度の家賃を算出します。

4. 収入基準額を超えた場合

入居後3年を経過した後、一定の収入基準額を超えて収入超過者になった時は住宅の明渡し努力義務が生じるとともに、本来の家賃の他に一定の家賃が加算されます。さらに入居後5年以上たつて高額所得者となったときは、同規模の民間住宅家賃と同程度の家賃を支払っていただくとともに速やかに住宅を明け渡していただくこととなります。

5. 禁止事項

市営住宅は共同生活の場ですので、次のことを禁止しています。守っていただけない場合、住宅の明渡しを請求することもありますので十分にご注意ください。入居後は、団地内の他の居住者と円満な共同生活をしてください。

- ① 周辺の環境を乱し、又は他人に迷惑を及ぼす行為
- ② 動物（犬・猫・鳥類・危険動物等）の飼育
- ③ 決められた場所以外の駐車
- ④ 不正行為による入居、住宅を他の者に貸し、入居の権利を他の者に譲渡すること
- ⑤ 家賃の滞納
- ⑥ 無断での住宅の模様替えや増築
- ⑦ 住宅又は共同施設を故意にき損すること
- ⑧ 正当な理由によらないで15日以上住宅を使用しないとき
- ⑨ 住宅を住宅以外の目的で使用すること
- ⑩ 入居者又は同居者が暴力団員であることが判明したとき

6. 各種担当窓口

◇ごみ関連・・・・・・・・石岡市役所 生活環境課

八郷総合支所 総務課

◇学区関連・・・・・・・・石岡市教育委員会 指導室（八郷総合支所）

※八郷総合支所 TEL 0299-43-1111（代表）